

最近の国の動向と県の取組について

分 野	事 項	概 要
生活困窮者・生活保護対策 (健康福祉指導課)	子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行)	<p>子どもの将来が家庭の貧困によって左右されることがないように、教育の機会均等、生活支援、保護者への就労支援等の子どもの貧困対策を総合的に行うことを目的として制定された。</p> <p>この法律において、国は、推進すべき子どもの貧困対策の指針として、教育や生活の支援など、当面の重点施策等を定めた大綱を策定する。</p> <p>【県の取組】 大綱を勘案し、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策について関係部局と連携して計画を策定する。</p>
	生活困窮者自立支援法 (平成27年4月1日施行)	<p>生活に困窮する人に対し、生活保護に至る前の段階から支援を行い、早期に自立させることを目的として制定された。</p> <p>事業の実施主体は福祉事務所設置自治体（市部は市、郡部は県）</p> <p>必須事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、任意事業には、就労準備支援事業、家計相談支援事業及び学習支援事業等がある。</p> <p>【県の取組】 平成27年4月の法施行に向け、事業主体となる各福祉事務所設置自治体に、国からの情報を迅速に伝達するとともに、以下の取組により制度の周知、施行に向けた体制整備を促している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村を対象とする説明会 ・健康福祉センター圏域毎の説明及び意見交換会 ・中核センターや県社協との共催による民間団体や県民も対象とする勉強会やセミナーの実施 ・モデル事業実施自治体の連絡協議会開催
	生活保護法の一部を改正する法律 (平成26年7月1日施行)	<p>生活保護受給者が増加し、不正受給が社会問題となる中で、必要な人には確実に保護を実施しつつ、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労自立給付金の創設等、就労による自立の促進、福祉事務所の調査権限の拡大による不正受給対策の強化、後発医薬品の利用促進など医療扶助の適正化等を内容とする法改正がなされた。</p> <p>【県の取組】 国からの情報を各福祉事務所に迅速に伝達するとともに、以下の取組により改正内容の周知徹底及び生活保護業務の適正な実施を指導している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月 基準改定説明会 ・平成26年6月 新任地区担当員研修 ・平成26年9月 民生委員・児童委員研修
社会福祉法人 (健康福祉指導課)	社会福祉法人制度の見直し	<p>厚生労働省が設置した「社会福祉法人の在り方に関する検討会」において、財務諸表の公表等法人運営の透明性の確保や法人合併等による組織体制の強化、生活困窮者への支援等地域における公益的な活動の推進等について報告書が取りまとめられた。</p> <p>(制度見直しにおける論点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における公益的な活動の推進 ・法人組織の体制強化 ・法人の規模拡大・協働化 ・法人運営の透明性の確保 ・法人の監督の見直し <p>【県の取組】 来年度にも社会福祉法の改正が想定されていることから、今後法改正に伴う所要の対応を行う。</p>

最近の国の動向と県の取組について

分 野	事 項	概 要
国民健康保険 (保険指導課)	国民健康保険法等の改正 (平成27年通常国会)	<p>平成25年12月のプログラム法で国保財政の構造的な問題の解決を前提に、国民健康保険の運営を都道府県と市町村とで役割分担することを検討することとされ、検討の結果必要な法律案は平成27年の通常国会の提出を目指すとされている。</p> <p>現在厚生労働省と地方三団体で国保基盤強化協議会が開催され、</p> <p>① 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策 ② 国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方等についての検討がなされている。</p> <p>【県の取組】 全国知事会等と連携して積極的に具体的な内容の提案を行うとともに、様々な機会をとらえ、制度の円滑な移行に向けて市町村と意見交換を実施していく。</p>
高齢者・介護保険 (高齢者福祉課) (保険指導課)	介護保険法の改正 (平成27年4月1日)	<p>平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームの入所は、原則要介護3以上に限定されることとなったが、国においては要介護1又は2の方であってもやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例入所を認めることとし、その具体的な入所要件や手続きについての指針が今後通知で示される予定である。</p> <p>【県の取組】 今後要介護1、2に係る特例入所の指針についての通知が発出され次第、県が作成した現行の特別養護老人ホームの入所指針を改正する予定。 なお、改正にあたっては、市町村、関係団体と協議しながら進めていく予定。</p> <p>介護保険制度では、以下のような改正が決まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要支援1、2」向け通所・訪問介護サービスの市町村事業への移管(平成27年4月～) ・低所得高齢者の保険料軽減の拡充(平成27年4月～) ・特別養護老人ホームへの入所者を原則「要介護3」以上に(平成27年4月～) ・一定所得以上の方の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(平成27年8月～) ・多額の預貯金を持つ介護施設入所者の食事や部屋代の補助縮小(平成27年8月～) <p>【県の取組】 介護保険制度の改正に加え、要支援者向けサービスの市町村の事業への移管など、市町村の役割が大きくなることから、市町村向け説明会を開催し、改正内容等を周知するとともに、今後も事業の円滑な実施に向け必要な情報提供を行っていく。</p>
	千葉県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン (平成25年11月1日施行)	<p>【県の取組】 「指定通所介護事業所等における宿泊サービスに係るガイドライン」及び「届出・公表制度」の実施</p> <p>県内において介護保険制度外の「宿泊サービス」を実施する通所介護事業所等が増加しており、利用者の安全面やプライバシーの確保等が課題となっていることから、適正な運営に資するためガイドラインを制定した。ガイドラインでは、提供日数・人員配置・宿泊設備・宿泊サービス計画・運営規程・非常災害対策・調査への協力について定めている。</p> <p>利用者の事業所選択に資するため、各種情報を宿泊サービス開始時・変更時・廃止時に届出させる「届出・公表制度」を併せて実施した。</p>

最近の国の動向と県の取組について

分 野	事 項	概 要
高齢者福祉 (高齢者福祉課)	認知症支援のための県独自の取組	【県の取組】 ケアマネージャーが専門医に困難事例への助言を求める場合等に活用 ①「千葉県オレンジ連携シート」の開発と普及 (平成26年度から本格運用開始)
		【県の取組】 ② 認知症の人を地域で総合的に支援する「認知症コーディネーター」の養成 (平成25年度から養成開始) 役割：専門職への助言や関係機関相互の調整等、認知症の人を地域で総合的に支配 ・平成25年度末現在69名を養成
障害者福祉 (障害福祉課)	障害者総合支援法 障害者優先調達推進法 (平成25年4月1日施行)	地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に代わって施行された。 【県の取組】 平成25年4月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正を行った。 障害者総合支援法に基づき、平成27年3月末までに「第5次千葉県障害者計画」策定予定
		障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた法律 【県の取組】 平成25年9月、平成26年6月 千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を制定
	障害者差別解消法の制定 (平成28年4月1日施行)	障害者基本法第4条の基本原則「差別の禁止」を具体化するものとして制定された。 【県の取組】 本県では、平成19年から全国に先駆けて条例を制定し、個別の差別事案の調整のほか、官民一体の組織による協議を通じて、差別の解消に取り組んできた。 今後は、これまでの成果を活かしながら、平成28年4月の法施行に向け、国のモデル事業を実施しながら準備を進め、一層の差別の解消を進めたい。
	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利の実現のための措置等について定める条約 【県の取組】 国際課から市町村あて通知済み
	重症心身障害児(者)施設 「東葛医療福祉センター光陽園」開設 (平成26年4月1日)	【県の取組】 重症心身障害児(者)の施設は、これまで県内に5施設しかなく、人口が集中する東葛地域にはなかったことから、在宅介護をしている保護者等からの要望もあり、県では、関係6市(柏、松戸、野田、流山、我孫子、鎌ヶ谷)と事業者と協議を進め、国・県の補助金に加え、関係6市の負担金により平成26年4月に開設した。

最近の国の動向と県の取組について

分 野	事 項	概 要
児童福祉 (児童福祉課)	①子ども・子育て支援法制定 (平成24年8月22日)	子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子ども・子育て支援関連3法を制定・改正した。 【県の取組】
	②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律の改正 (平成24年8月22日)	平成26年10月、下記条例の制定及び改正を行う予定 ① 「幼保連携型認定こども園の編制・職員・設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定
	③子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定 (平成24年8月22日)	② 「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律施行条例」の改正 ③ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正 平成27年3月末までに、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定予定
	母子及び寡婦福祉法改正 (平成26年10月1日施行)	「父子福祉資金の創設」を中心とした父子家庭支援施策を法制化し、法律の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称 【県の取組】 平成26年7月 千葉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例を改正し、市町村への権限移譲事務に「父子福祉資金」に貸付申請に係る受付事務を追加。 平成26年8月以降 父子福祉資金創設に向けた予算措置その他諸規程等の見直しを実施
児童扶養手当法改正 (平成26年12月1日施行)	児童扶養手当と公的年金等との併給制限を見直しした。 【県の取組】 平成26年4月 「児童扶養手当制度見直しに関する国からの通知等について」市町村へ通知 平成26年8月以降 児童扶養手当制度見直しに向けた予算措置等	
児童福祉法改正 (平成27年1月1日施行)	小児慢性特定疾病に係る医療支援制度の見直し。 ・費用負担の見直し <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>参考例 (夫婦2人子1人世帯 所得 約430万円～約850万円の場合)</p> <p>自己負担限度額 月額13,950円 (入院9,300円+外来4,650円)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>月額10,000円 (入院+外来)</p> <p>なお、諸条件により自己負担限度額は異なります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・対象疾患の拡大 (514⇒705) ・小児慢性特定疾病審査会の法定化 (医療費支給認定をしないこととする場合の審査を行う。) ・指定医療機関、指定医の制度化 ・自立支援事業の制度化 	

最近の国の動向と県の取組について

分 野	事 項	概 要
児童福祉 (児童福祉課)		<p>【県の取組】 現行制度から新制度への円滑な移行のための措置 平成26年5月以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者への制度変更の周知 ・ 厚生労働省との意見交換会 ・ 出先機関への周知と調整 ・ 県内政令市・中核市との意見交換会 ・ 医療関係団体への周知 <p>平成26年10月 千葉県行政組織条例を改正し、新先の名称及び設置根拠等の変更に伴う規程の整備を実施</p>
	「ちば保育士・保育所支援センター」の開設 (平成25年8月6日)	<p>【県の取組】 県では、新たな保育士人材確保の取組として(福)千葉県社会福祉協議会の内部組織である千葉県福祉人材センター内に「ちば保育士・保育所支援センター」を開設するとともに、保育士再就職支援コーディネーターを1名配置し保育士確保のため、以下の業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所に関する保育士の募集状況の把握 ・ 保育士の求職者情報の把握 ・ 求職者ニーズにあった就職先の紹介・斡旋 ・ 潜在保育士の活用に関する助言や相談 ・ 保育所人材確保研修の実施
	「赤ちゃん休憩室」の設置 (平成26年3月24日)	<p>【県の取組】 乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境づくりを推進するため、県の庁舎内等に「赤ちゃん休憩室」を設置</p> <p>用 途 おむつ替えのスペースと授乳スペース 設置場所 県庁本庁者2階(県政情報コーナー) 地域振興事務所 8施設 健康福祉センター 11施設 児童相談所 4施設</p>
医療と介護の連携 (健康福祉政策課)	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(旧名称:地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律)の一部改正 (平成26年6月施行)</p>	<p>高齢化の進展に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保する必要があり、その観点から、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための改正</p> <p>【県の取組】 法施行により創設された基金制度を積極的に活用し、医療介護の連携の推進、地域包括ケアの促進を図る。(26年度の基金は医療分野のみ、平成27年度は医療介護の両分野が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年3月 関係団体等に照会 ・ 4月～9月 関係団体との意見交換・協議等 ・ 9月 県計画を国に提出 <p style="text-align: center;">＜主な取り組み＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括ケアの推進 ② 医療機関の役割分担の促進 ③ 医療従事者の確保・定着 ④ 地域医療の格差解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月以降 国から内示～交付申請～交付決定～事業実施

最近の国の動向と県の取組について

分 野	事 項	概 要
医療と介護の連携 (健康福祉政策課)	医療法の一部改正 ① 病床機能報告制度 (平成26年10月施行)	病床を有する病院等の管理者は、病床の機能区分に従い、現在と今後の病床機能及び患者に提供する医療の内容等の情報を都道府県知事への報告を求めるための改正。 【県の取組】 平成26年10月 病床機能報告制度の運用開始 病院等からの報告を国(全国共通サーバ)が集計して県に提供
	② 地域医療構想の策定 (平成27年4月施行)	都道府県の策定する医療計画において、地域医療構想(構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量等に基づく、当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想をいう。)に関する事項、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項等を定めるための改正。 【県の取組】 平成27年度内(現行計画が27年まで) 千葉県保健医療計画の改定 保健医療計画の一部として地域医療構想(ビジョン)の策定